

第18章 放射能問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故により、放射性セシウム134、放射性セシウム137などの放射性物質が広い範囲に飛散し、大気中の空間放射線量や、飲料水、野菜類、茶葉、魚に含まれる放射性物質に関する報道が相次いだ。

また、同年5月以降は、各地の浄水場や下水道終末処理場等の汚泥から放射性物質が検出されたことにより、その処分方法が大きな問題となった。

本市は、福島第一原子力発電所から約250km離れているが、放射能汚染の不安は市民生活に影響を及ぼしている。

1 公共施設等の放射線量の測定

国は、平成23年8月に示した「除染に関する緊急実施基本方針」において、追加被ばく線量（自然被ばく線量を除いた福島原発由来の被ばく線量）が年間1mSv（ミリシーベルト）以下となることを長期的な目標とした。これを、屋外活動での

放射線被ばく量に換算すると、毎時0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）未満となる。

市では、平成23年7月下旬から市内10地点での空間放射線量を毎月測定している。

令和2年度の測定結果は表18-1のとおりで、地域によって多少の差はあるものの測定当初と比較して減衰傾向にあることが確認されている。

市は、測定当初からの数値について、市民の健康に影響を与えるレベルではないと認識している。

公共施設においては、平成23年11月から学校、保育園、公園などで詳細な測定を実施しているが、令和3年3月末までに、部分的に毎時0.23 μ Svを超過した場所が22施設、47地点で確認されたため、平成23年10月に策定した「君津市放射線量低減基本方針」で定めた除染基準及び除染方法に基づき、表土や泥等を除去し、市有地内に処理することで除染作業を完了している。

（表18-1）放射線量の定点測定結果（地上高さ1m）

（単位： μ Sv/時）

測定月 測定地点	平成23年度				令和2年度			
	7月	9月	12月	3月	7月	9月	12月	3月
保健福祉センター	0.12	0.11	0.10	0.10	0.04	0.04	0.05	0.05
小糸公民館	0.10	0.10	0.09	0.09	0.04	0.04	0.04	0.04
清和公民館	0.06	0.06	0.07	0.06	0.03	0.03	0.04	0.03
小櫃公民館	0.06	0.06	0.07	0.06	0.04	0.05	0.04	0.04
消防署上総分署 ※	0.07	0.07	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05
神門コミュニティセンター	0.10	0.08	0.09	0.08	0.05	0.06	0.05	0.04
貞元コミュニティセンター	0.09	0.09	0.09	0.09	0.04	0.05	0.04	0.05
南子安コミュニティセンター	0.10	0.09	0.09	0.09	0.05	0.04	0.05	0.04
松丘コミュニティセンター	0.06	0.06	0.07	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05
亀山コミュニティセンター	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

※平成26年6月から、消防署上総分署から上総地域交流センターへ測定地点を変更している。

2 一般家庭の放射線量の訪問測定

市では、平成 24 年 4 月から一般家庭の放射線量の訪問測定を行い、併せて放射能に関する問合せに応じている。

令和 2 年度については、訪問測定の要望はなかった。

これまで、訪問測定において毎時 0.23 μ Sv を超過する箇所は確認されていない。

3 学校給食の放射性物質

学校給食については、月 1 回の頻度で給食に使用される食材を検査しており、これまで放射性物質の濃度が基準値を超えたことはない。

4 農林水産物の放射性物質

千葉県では、平成 23 年 3 月から県内産の農林水産物のモニタリング検査を行っており、君津市では平成 23 年 10 月に露地栽培の原木しいたけから 1kg 当たり 734Bq(ベクレル)の放射性セシウムが検出されたため、国から出荷制限の指示が出された。

厚生労働省は、平成 24 年 4 月に食品等の放射性セシウムの暫定規制値を見直し、飲料水を 10 Bq/kg、乳児用食品、牛乳を 50 Bq/kg、一般食品を 100Bq/kg とした。

平成 24 年 9 月には市内で捕獲したイノシシの肉から 210 Bq/kg の放射性セシウムが検出されたため県内全域で出荷制限となったが、現在は、県の出荷・検査方針に基づき管理される施設で処理加工されるイノシシ肉に限り、全頭検査等を条件に出荷制限が一部解除されている。

また、平成 24 年 12 月には市内の施設栽培の原木しいたけからも 110 Bq/kg の放射性セシウムが検出されたため、出荷制限の指示が出されたが、現在は、適正な栽培管理を行い、安全性が確認されたものについては出荷制限が解除されている。

5 廃棄物最終処分場の浸出水と放流水

原子力災害対策本部は、平成 23 年 6 月に「汚泥や焼却灰の放射性セシウム 134 と 137 の合計値が 1kg 当たり 8,000Bq 以下であれば、管理型廃棄物最終処分場での埋め立ては問題ない」とした。

このため、市内の民間廃棄物最終処分場には、県内自治体で発生した 8,000Bq/kg 以下の下水汚泥や焼却灰等が搬入されている。

市では、平成 23 年 8 月から毎月 1 回、廃棄物最終処分場の浸出水（廃棄物層を通して染み出た水）と放流水（浸出水を水処理施設で処理した水）の検査を実施している。

6 溶融飛灰の最終処分

市内の一般廃棄物については、(株)かずさクリーンシステムにて溶融処理しているが、その際、3%程度が溶融飛灰として発生する。この溶融飛灰の処分については、当初は市内の民間廃棄物最終処分場に搬出していたが、「放射性物質汚染対処特措法」の施行によってばいじん（溶融飛灰を含む）の処理基準が厳しくなったことで、当該処分場での埋立てができなくなった。

このため、君津、木更津、袖ヶ浦の 3 市では、(株)かずさクリーンシステムの敷地内に溶融飛灰を一時保管してきたが、平成 24 年 8 月からは県外の民間の最終処分場に受け入れを依頼している。